

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

五 條 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 五條市は、奈良県の南西部に位置し、本市の北部地区においては京阪神圏の大都市近郊である立地条件を生かし田畑輪換による水田園芸農業で付加価値の高い農産物の生産が行われている。

本市の中央部は平成13年に国営総合農地造成が完了し既成畑も含め、1382haの樹園地が形成され、特に柿の収穫量においては日本一となり、奈良県の約90%以上を占める一大生産地となっている。

また、畜産業においても養鶏、肉牛、乳牛、養豚、養蜂も盛んに行われている。今後は、立地的有利性を生かしながら高収益性の作物作型を担い手中心に導入し、ブランド化を図るものとする。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃貸等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 五條市の農業構造については、昭和40年代から若者の他産業への農外流出が進むとともに、就業の機会の拡大によって、兼業化が進展し、最近一層の深刻化により、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有意識を持つ傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近では兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、本市は中山間地域であり、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 五條市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、主たる従事者1人当たりの所得・労働時間の目標においては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、地域他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する年間農業所得（概ね360万円）、地域他産業従事者と均衡した年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。また、新規就農者については、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、年間農業所得（概ね250万円）、年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構

造を確立していくことを目指す。

- 4 五條市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、五條市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の五條市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地中間管理事業を活用し、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境に配慮した農業への取り組みを進め、「みどりの食料システム戦略」の推進における農業の生産性向上と持続性の両立を推進するため、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成に努めていく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 五條市は、五條市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県農林振興事務所の協力を受けて行う。

- 6 五條市の農業を支える担い手の確保・育成は、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や、将来認定農業者になると見込まれる認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農組織などの意欲ある担い手に対しては、農用地の集積や経営の合理化、農業経営の基盤強化を促進するとともに、高収益作物等の導入や産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。また、多様な経営体との連携や農作業支援者による支援の促進など、総合的に農業の担い手の育成を図るものとする。

本市農業の維持・発展のためには、農業後継者はもちろんのこと、新たに農業経営を営む新規就農者を確保し、確実に地域に定着することが必要である。このため、新規就農者の教育・研修、支援施策などにより確保・育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、新規就農者への農用地の集積を図るなど、新規就農者の経営基盤の強化を支援する。

特に法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても新規認定就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、当市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとし、青年等就農計画の認定等については、新たに農業経営を営もうとする新規就農者は、青年等就農計画を作成し、これを当市に提出することができる。提出を受けた当市は青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画

を認定するものとする。

また、市は新規就農を希望する者に対し、相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に五條市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地カキ + ハウス カキ	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 120a 平核無 30a 富有 140a 松本早生富有 30a ハウスカキ（普通加温） 刀根早生 30a <経営耕地面積> 350a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a スピートスプレヤー 1台 温風暖房機 6台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モア 14ps 1台 トラック 1台 （2t・350kg積） <その他> ・スピートスプレヤー、乗用モア等の省力化機械の導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
	カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 30a 富有 200a 松本早生富有 30a 刀根早生 優良系統 40a ウメ 100a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> スピートスプレヤー 1台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モア 17ps 1台 トラック 2台 （2t・350kg積） <その他> ・スピートスプレヤー・乗用モア等の導入による規模拡大	

<p>カキ・ウメ 複合 + ハウス カキ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 露地カキ 刀根早生 120a 平核無 30a 富有 140a 松本早生富有 30a ハウスカキ（普通加 温） 刀根早生 30a ウメ 90a &lt;経営耕地面積&gt; 440a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨ハウス 30a ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ 1台 温風暖房機 3台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モア 14ps 1台 トラック 2台 （2t・350kg積） &lt;その他&gt; ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ・乗用モ ア等の導入による規模拡 大</p>
<p>カキ・ウメ 複合 + キウイ フルーツ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 30a 富有 120a 松本早生富有 40a ウメ 90a ｷｳｲﾌﾙｰﾂ 30a &lt;経営耕地面積&gt; 410a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ 1台 倉庫・作業舎 100㎡ 乗用モア 14ps 1台 棚 30a トラック 2台 （2t・350kg積） &lt;その他&gt; ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ・乗用モ ア等の導入による規模拡 大</p>
<p>ナス専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 夏秋ナス 20a 半促成ナス 20a 水稻 50a &lt;経営耕地面積&gt; 90a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 20a トラクター 20ps 1台 田植機 4条 1台 コンバイン 2条 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 軽トラック 1台 &lt;その他&gt; ・夏秋ナスは水稻と輪作 して連作障害を回避</p>

<p>半促成 トマト + 抑制 キュウリ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          トマト              半促成    30a          キュウリ              抑制      30a          &lt;経営耕地面積&gt;                            35a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          パイプハウス    30a          育苗ハウス      5a          トラクター20ps  1台          倉庫・作業舎    50 m<sup>2</sup>          軽トラック      1台          &lt;その他&gt;          ・接ぎ木苗の導入による          生産の安定</p>
<p>イチゴ 専作 (高設栽培)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          高設栽培  30a          &lt;経営耕地面積&gt;                            36a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          パイプハウス    30a          高設ベンチ      30a 分          育苗ハウス      6a          温湯暖房機      3台          軽トラック      1台          &lt;その他&gt;          ・軽作業化のため高設ベンチの導入。</p>
<p>イチゴ (土耕) + 夏秋ナス</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          イチゴ              土耕栽培  20 a          ナス              夏秋栽培  10 a          水稻      50a          &lt;経営耕地面積&gt;                            85 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          パイプハウス    20 a          育苗ハウス      5 a          トラクター20ps  1台          倉庫・作業舎    50 m<sup>2</sup>          軽トラック      1台          &lt;その他&gt;          ・夏秋ナスは水稻と輪作して連作障害を回避する</p>
<p>葉ネギ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;          30a×3ブロック          &lt;経営耕地面積&gt;                            91 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          育苗ハウス      1 a          トラクター20ps  1台          ネギ移植機      1台              (4条全自動)          倉庫・作業舎    100 m<sup>2</sup>          トラック 1.5t   1台          &lt;その他&gt;          各ブロック3回カット</p>

酪農	<作付面積等> 経産牛 60頭	搾乳牛舎 700㎡ パイプラインミルカー 一式
	<経営耕地面積> —	牛糞処理施設 一式 トラクター20ps 1台 <その他> ・購入国産飼料（稲WCS）を利用 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
集落営農組織 (水稲+野菜)	<作付面積等> 水稲 早生 500a 中生 1100a 野菜 シソ 50a スイートコーン 10a キャベツ 60a <経営耕地面積> 1720a	<資本装備> トラクター43ps 3台 施肥田植機5条 3台 コンバイン4条刈 2台 乾燥機4.5t 3台 フォークリフト1t 1台 野菜移植機2条 1台 倉庫・作業舎 305㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ	・複式簿記記帳の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入

2 新規就農者が第1の3に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
露地カキ + ウメ	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 50a 平核無 20a 富有 80a ウメ 50a <経営耕地面積> 200a	<資本装備> 動力噴霧器 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。
露地カキ + ウメ + キウイ フルーツ	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 40a 平核無 20a 富有 50a ウメ 30a キウイフルーツ 20a <経営耕地面積> 160a	<資本装備> 動力噴霧器 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 棚 20a 軽トラック 1台		
ナス専作	<作付面積等> 夏秋ナス 16a 半促成ナス 16a 水稻 50a <経営耕地面積> 82a	<資本装備> パイプハウス 16a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ 軽トラック 1台 <その他> ・夏秋ナスは水稻と輪作して連作障害を回避する		

<p>半促成 トマト + 抑制 キュウリ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; トマト 半促成 24a キュウリ 抑制 24a  &lt;経営耕地面積&gt; 27a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 24a 育苗ハウス 3a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> 軽トラック 1台  &lt;その他&gt; ・接ぎ木苗の導入による生産の安定</p>		
<p>イチゴ 専作 (高設栽培)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 高設栽培 25a  &lt;経営耕地面積&gt; 30a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 25a 高設ベンチ 25a分 育苗ハウス 5a 温湯暖房機 3台 軽トラック 1台  &lt;その他&gt; ・軽作業化のため高設ベンチの導入。</p>		
<p>イチゴ (土耕) + ナス</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; イチゴ 土耕栽培 15a ナス 夏秋栽培 5a  &lt;経営耕地面積&gt; 24a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 10a 育苗ハウス 4a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> 保冷庫 1坪  &lt;その他&gt; ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減</p>		
<p>葉ネギ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 20a×3ブロック  &lt;経営耕地面積&gt; 46a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 1a トラクター20ps 1台 ネギ移植機 1台 (4条全自動) 倉庫・作業舎 100 m<sup>2</sup> トラック 1.5t 1台  &lt;その他&gt; 各ブロック3回カット</p>		

### 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

五條市の特産品である柿などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業協同組合、県農林振興事務所等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等を推進する。

加えて、五條市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入体制の整備等に取り組む。

#### 2 五條市が主体的に行う取組

五條市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業協同組合、農業委員会、奈良県等と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

五條市は、関係機関、関係団体と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、

就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①就農に向けた情報提供及び相談対応について

県農林振興事務所

②技術や経営ノウハウについての相談対応・習得について

県農林振興事務所

受入指導農業者

③就農後の営農指導等フォローアップについて

農業協同組合

県農林振興事務所

指導農業士等

④地域計画対象地区内における話合いの推進や農地の確保について

農業委員会

農地中間管理機構

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

五條市は、関係機関、関係団体と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、奈良県へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業委員会や農業協同組合等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、五條市内において後継者がいない場合は、奈良県及び農地中間管理機構等へ情報提供し、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、農業委員会、奈良県、農地中間管理機構等と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積のシェア：45%  なお、面的集積についての目標については、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等の基盤整備を実施し、農業委員会、奈良県、農地中間管理機構等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

五條市では、柿を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作放棄地化したものが近年増加傾向にある。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

五條市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で離農等により30ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め1割が耕作放棄地化し、五條市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、平坦部の旧五條地区においては、認定農業者を中心とした効率的かつ

安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域の旧西吉野地区においては可能な限り、認定農業者等に集積を進め、地域の実情に応じて、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、五條市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

五條市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ④ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ⑤ 農地中間管理事業および農地中間管理機構が行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

五條市は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、当市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1項に掲げる事項に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域計画対象区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、奈良県、農地中間管理機構、土地改良区、五條市、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行う

ための窓口を五條市に設置する。

- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ④ 五條市は、地域計画の策定に当たって、農業協同組合、農業委員会、奈良県、農地中間管理機構等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

なお、令和4年法律第56号（農業経営基盤強化促進法等の一部改正）により、本基本構想の記載事項から「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除されたが、同法経過措置により令和7年3月31日まで引き続き農用地利用集積計画の作成を行うことができることとされている。このため本市においては、法改正の趣旨を踏まえ同事項を削除した上で、経過措置の間は、改正前の農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「五條市農業経営基盤強化促進基本構想」（令和4年3月策定）に基づき、農用地利用集積計画の作成等を行うこととする。

## 2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

五條市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

特に、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金

## の基準の設定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 3 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

五條市は、1から2までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 五條市は、基幹的農道整備、ほ場整備等の農業生産基盤整備を積極的に推進するとともに、農業近代化施設の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 五條市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 五條市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 五條市は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 五條市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

#### (2) 推進体制等

##### ① 事業推進体制等

五條市は、農業委員会、県農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

##### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、五條市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

## 第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

- 1 農地中間管理機構を五條市における担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、「地域計画」を農地集積の中心とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

- 2 農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成6年4月19日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成12年7月12日改正

附則

- 1 この基本構想は、平成18年7月10日改正

附則

- 1 この基本構想は、平成22年5月24日改正

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月24日改正

附則

- 1 この基本構想は、令和4年3月24日改正

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日改正